

事件名：「サライ」写真ポジ紛失事件	法分野：著作権
東京地方裁判所平成19年5月30日判決 (http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070530174757.pdf)	
<p>【事案の概要】</p> <p>本件は、フリーランスの写真家である原告が、被告からの依頼に基づき、雑誌「サライ」のために、設定されたテーマに従って撮影した写真のポジフィルムを被告に交付していたところ、被告が、当該ポジフィルムの写真の一部をデジタルデータ化してサーバのハードディスクに蓄積保存したことなどにより、原告の著作権(主的に送信可能化権、予備的に複製権)を侵害し、ポジフィルムの一部を紛失したことにより、原告の所有権を侵害し、ポジフィルムの貸出しを希望した第三者に対し、使用料を要求したことにより、借受けを断念させ、原告の当該ポジフィルムの貸出しによる許諾料を得べき営業を妨害した、と主張して、の損害として、送信可能化又は複製許諾料相当額の1387万円、の損害として、ポジフィルム117枚(表紙写真4枚、その他113枚)分の1815万円、の損害として、許諾料相当の逸失利益4万円、合計3206万円の支払を求めた事案である。なお、被告から原告に対し、写真のデジタルデータ化や二次使用を定める契約(写真使用契約)の申し入れがなされたが、原告がこれに同意しなかったため、写真のデジタルデータ化についての合意は成立しなかった。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) ポジフィルム写真に係る送信可能化権又は複製権の侵害の有無 (2) ポジフィルムの所有権の帰属 (3) ポジフィルムの紛失の有無・枚数 (117枚の紛失を認定) (4) 被告による営業妨害の有無 (否定) (5) 原告の損害</p>	
<p>【争点に対する判断】(結論：原告一部勝訴)</p> <p>(1) ポジフィルム写真に係る送信可能化権の侵害は認められないが、複製権の侵害は認められる。 〔理由の要点〕 写真のデジタルデータが保存されたサーバは、データベースシステムの準備作業を行っていた、被告の担当者4人のコンピュータ端末との関係においてサーバ機能を有するにすぎず、当該担当者4人は、特定かつ少数であり、特定かつ多数の者を含む「公衆」(法2条5項)には該当しないから、送信可能化権の侵害は認められない。被告がデジタルデータ化の作業を行った結果得られたデジタルデータをハードディスクその他の記憶媒体に保存したことなどは、ポジフィルム写真に係る複製権の侵害である。複製物の利用目的がない複製行為であっても複製権の侵害となり得る場合がある。</p> <p>(2) ポジフィルムの所有権は原告に帰属する。 〔理由の要点〕 費用の負担状況：被告がすべてのフィルム代を負担していたかは判然としない。 サライ掲載後の報酬等の支払：写真がサライに掲載された場合の支払が、写真の掲載量を基準にしたものであったことなどに照らせば、写真の著作物の複製許諾料(複製許諾の対価)であったと考えるのが相当。 ポジフィルムの所有権が被告に帰属することを考慮した対価、報酬等の支払がされたとは認められない。 被告によるポジフィルムの返還等の対応は、ポジフィルムの所有権が被告にあるとの認識とは明らかに相反する。 「写真使用契約書」の条項においては、被告に納品されたポジフィルムを被告がどのように管理するかにつき、写真家の了承を得ることが明確な合意内容とされていることから、被告の内部においても、ポジフィルムの所有権が被告にあるとの共通認識が形成されていなかったことがうかがえる。 以上からすれば、原告被告間で、原告によるポジフィルム購入時よりその所有権を被告に帰属させる旨の合意が形成されていたものとは認められない。</p> <p>(3) ア デジタルデータに係る複製権侵害の損害：写真使用許諾金額等の事情を総合考慮すると、表紙掲載写真は1枚当たり5000円、その他の写真は1枚当たり2000円が相当(合計82万円) イ 紛失ポジフィルムについての所有権侵害の損害：写真使用許諾金額等の事情を総合考慮すると、表紙掲載写真のポジフィルムは1枚当たり5万円、その他の写真のポジフィルムは1枚当たり2万円が相当(合計246万円)</p>	

【コメント】

コンテンツのデジタル化に際しては、当然のことながら、それが記録・保存目的あるいは将来の利用の準備行為としてであっても著作権者の許諾を得ておくべきである。コンテンツに係る所有権帰属の判断において、どのような事情が考慮されているか（コンテンツ媒体物の費用負担状況、報酬、使用許諾契約書の条項など）が参考となる。